



YANMAR



作業機付きトラクターの
道路走行に関する
ガイドブック

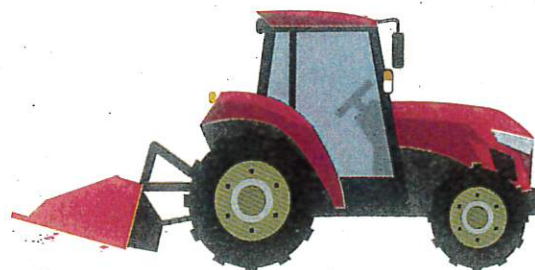


1 概要

このたび、農耕用トラクターについて「道路運送車両法」に基づく保安基準に緩和措置が設けられました。それにより、必要な対応を行うことで「直装タイプの作業機」を装着したトラクターが道路を走行できるようになりました。本ガイドブックは作業機付きトラクターで道路を走行するためのチェック項目と必要な対応を記載しています。道路を走行する際は、必要な対応を確実に行うと共に、法令遵守のもと、安全を心がけて頂きますようお願いいたします。



必要な対応を行い、法令遵守のもと、安全に道路を走行しましょう。



2 各種法令について

トラクターで道路を走行する場合、各種法令を遵守していることを確認してください。下記はトラクターの道路走行に関する各種法令の主な規制対象の一例となります。

法律の名称	道路運送車両法	道路交通法	道路法	地方税法
主な規制対象	車両	運転者	車両	車両の所有者
主な規則	車両の保安基準	運転免許	特殊車両通行許可	ナンバープレートの取付

①道路運送車両法

自動車の装備や検査などが定められた法令です。道路を走行する自動車を構造や検査などによって、普通自動車・小型自動車・軽自動車・大型特殊自動車・小型特殊自動車の5つに種別しています。トラクターは下表赤枠の「大型特殊自動車」「小型特殊自動車(農耕用車両)」のいずれかに該当します。

車両種別	全長	全幅	全高	総排気量	最高速度	車検
普通自動車	小型自動車の規格を超えるもの					必要
小型自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下	2000cc以下	—	必要
軽自動車	3.4m以下	1.48m以下	2.0m以下	660cc以下	—	必要
大型特殊自動車	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h以上	必要
小型特殊自動車	農耕用車両	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	不要
	農耕用以外	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	制限なし	15km/h以下

※免許区分の「大型特殊自動車免許」「小型特殊自動車免許」とは異なります。

②道路交通法

交通ルールや運転免許などが定められた法令です。道路を走行するためには、免許区分に応じた運転免許証の携帯が必要です。農耕用自動車としては「大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)」「小型特殊自動車免許」があります。

免許区分	全長	全幅	全高	最高速度
大型特殊自動車免許	特殊な構造のもので、特殊な作業に使用する自動車 <small>で小型特殊自動車以外のもの</small>			
小型特殊自動車免許	4.7m以下	1.7m以下	2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	15km/h以下

※車両種別の「大型特殊自動車」「小型特殊自動車」とは異なります。

③道路法

道路の定義から整備手続き、管理や費用負担、罰則まで定めた道路に関する法令です。一定の大きさや重量を超える車両を通行させる時には道路管理者へ特殊車両通行許可の申請を行い、許可証を得る必要があります。

車両諸元	全長	全幅	全高	重さ	最小回転半径
制限値(最高限度)	12m以下	2.5m以下	3.8m以下	総重量20t以下	12m以下

④地方税法

地方税法の市(町村)税条例の第80条に納税の義務、第82条に納税標識(ナンバープレート)の交付申請及び車両への取付義務が定められています。道路を走行するしないに関わらず、市町村へ届出てナンバープレートの交付を受け、取付けて下さい。

【参考】軽自動車税申告書の書き方(申請書は各市区町村により様式が異なります。)

軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

平成 年 月 日 届

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告理由	種別		※記入不要 標識番号
	原動機付自転車	小型特殊自動車	
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 () () () () ()	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 () () () () ()	<input type="checkbox"/> 第一種(0.05L以下) <input type="checkbox"/> 第二種乙(0.09L以下) <input type="checkbox"/> 第二種甲(0.125L以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 () () () () ()
納税義務発生年月日			平成 年 月 日
旧標識番号			
※記入不要整理番号			
住所又は所在地	所有形態 1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他()		
住所又は所在地	主たる定置場 1. 左記使用者の住所又は所在地と同じ () 2. ()		
住所又は所在地	車名 型式及び年式 原動機の型式		
住所又は所在地	車台(体)番号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 L kW		
住所又は所在地	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 平成 年 月 日		
住所又は所在地	販売証明 住所又は所在地 () 氏名又は名称 () 電話番号 ()		

※ 記入上の注意事項及び添付書類
 1 購入の場合は、販売証明書が必要です。譲受けの場合は、譲渡証明書と廃車証明書(廃車証明書の代わりに、標識交付証明書とナンバープレートでも可)が必要です。転入の場合は、廃車証明書(廃車証明書の代わりに、標識交付証明書とナンバープレートでも可)が必要です。
 2 納税義務者以外の者(代理人)が申告する場合は、「届出者」欄に記入してください。
 3 納税義務者(個人)は、多摩市に住民登録(又は外国人登録)をしていることが必要です。
 4 市に住民登録(又は外国人登録)をされていない方については、次の2つの書類も添付してください。
 ① 市に定置場のあることの証明書(家屋又は駐輪場賃貸借契約書の写し等)
 ② 居住市区町村の住民票(外国人登録証明書の写し)又は自動車運転免許証の写し

CT230の場合

車名	型式及び年式	原動機の型式
ヤンマー	EDM-30K (例) 年式	3TNV88
車台(体)番号 (機体番号を記載)	型式認定番号 農 3153 ※	総排気量又は定格出力 1.642 (例) kW

※型式認定番号がない場合は、打刻受付番号にて代用することができます。
打刻受付番号は、打刻届出書に記載されています。
(例) 66794

3 トラクターに装着して道路を走行できる作業機について

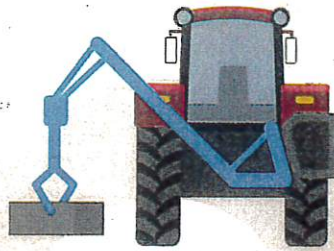
今回の緩和措置でトラクターに装着して道路走行が認められるのは、必要な対応を施した「**直装タイプの作業機**」のみです。「**けん引タイプの作業機**」の道路走行は現在認められていません。必要な対応を4ページから確認していきましょう！



道路を走行できる作業機(直装タイプの作業機)



肥料散布機



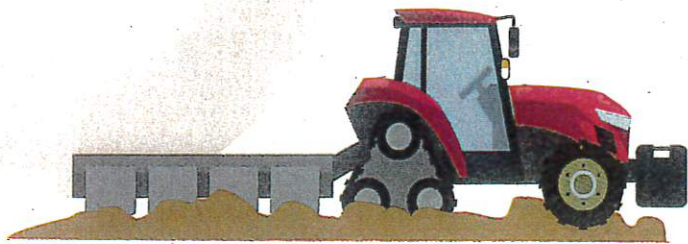
ブームモア



フロントローダー

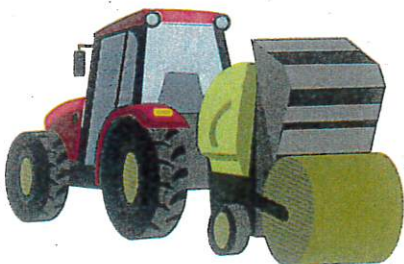


ロータリー

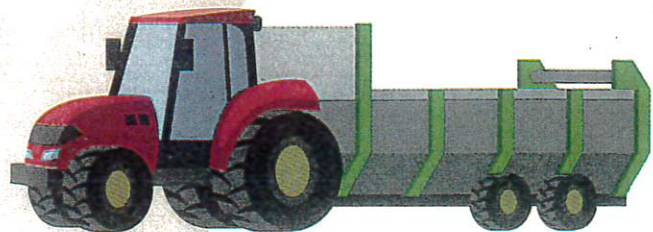


プラウ

道路を走行できない作業機(けん引タイプの作業機) ※関係法令の運用見直し中



ロールベラー



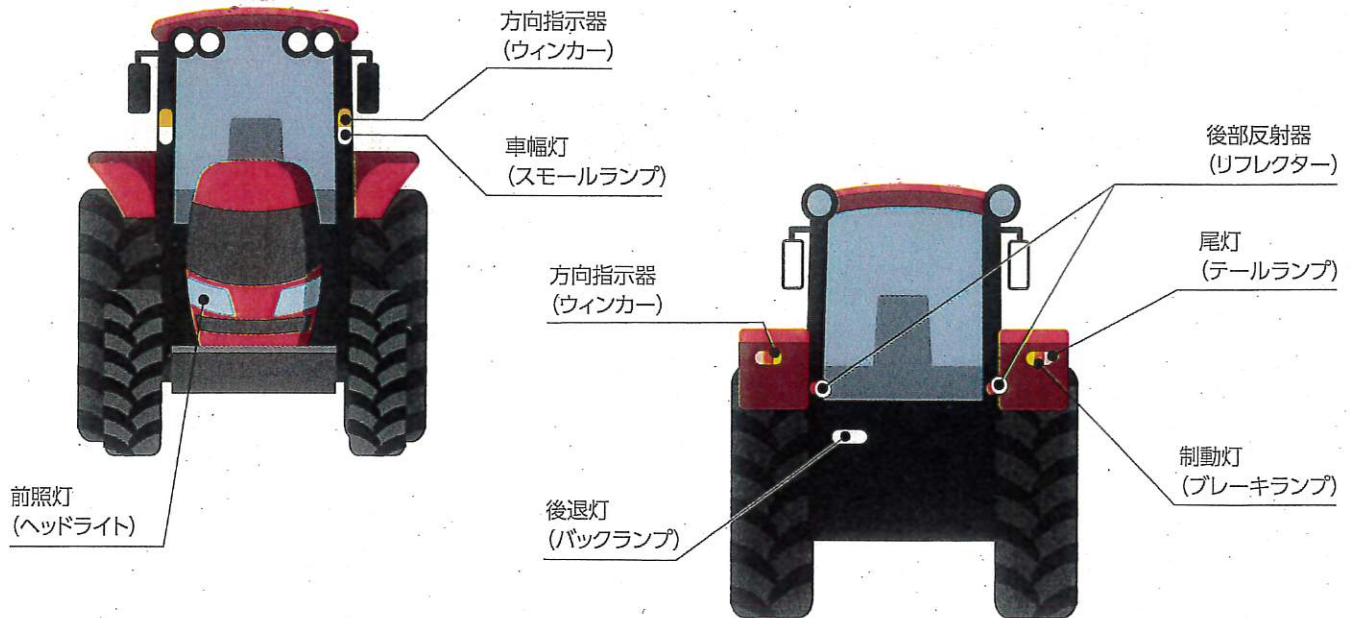
マニュアルスプレッダー

4 作業機付きトラクターで道路を走行するためのチェック(必ずご確認ください)

お使いのトラクターに直装タイプの作業機を装着した状態で以下の8つのチェックを行い必要な対応を確認してください。

- ①トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認
- ②申請の要否確認
- ③免許区分と左右ミラーの装備確認
- ④トラクターの最高速度の確認
- ⑤作業機を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認
- ⑥作業機を装着した状態の全幅確認
- ⑦作業機最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認
- ⑧作業機付きトラクターの寸法確認

トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

灯火装置および反射器	チェック項目	チェック結果
前照灯(ヘッドライト)	点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
方向指示器(ウィンカー)	前方・後方の左右とも点滅すること。割れ、汚れなどないこと。	
車幅灯(スモールランプ)※	ヘッドライトと同時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
制動灯(ブレーキランプ)※	ブレーキ操作時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
後退灯(バックランプ)※	後退時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
尾灯(テールランプ)※	ヘッドライトと同時に点灯すること。割れ、汚れなどないこと。	
後部反射器(リフレクター)	割れ、汚れなどないこと。	

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で最高速度15km/h以下のトラクターは車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので確認は不要です。

チェック結果に
×がある場合

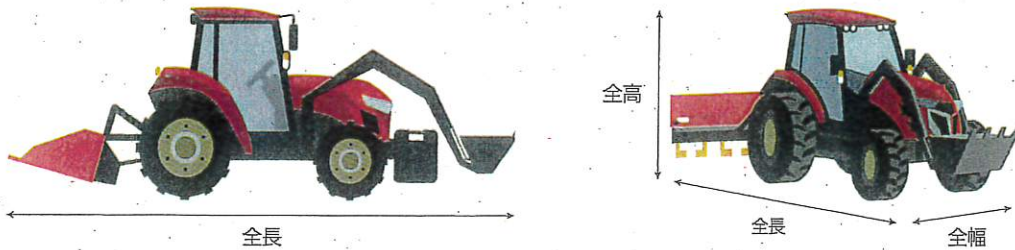
不良の場合は部品を交換してください。
所有されているトラクターの灯火装置および反射器の
状態をしっかりと確認しましょう。



申請の要否確認

作業機(フロントウェイトを含む)を装着したトラクターの全長、全幅、全高を確認してください。

※道路を走行する際には、装着している作業機に応じたフロントウェイトを装着してください。



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
全長12m以下	
全幅2.5m以下	
全高3.8m以下	



「特殊車両通行許可」の申請が必要です。
全長または全高に「×」がある場合はさらに「基準緩和認定」の申請も必要となります。
申請に関しては販売店へご相談ください。

■ 基準緩和認定申請

保安基準に定められた基準を超える場合、地方運輸局長から基準緩和の認定を受けるための申請が必要となります。

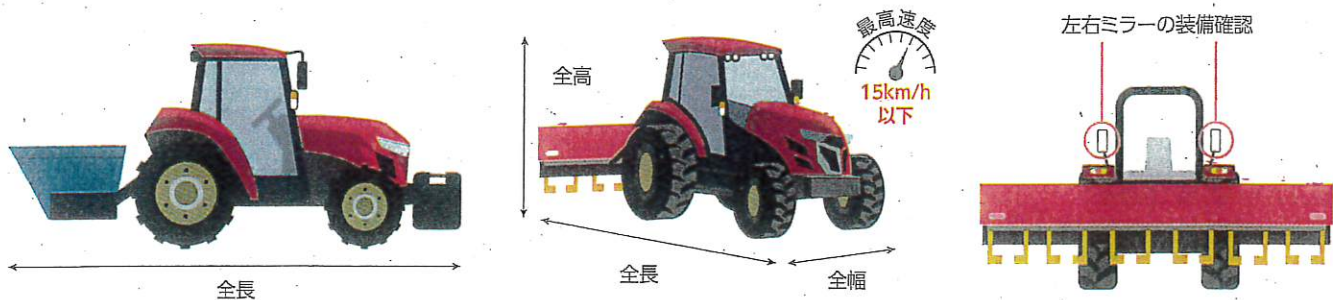
■ 特殊車両通行許可申請

道路管理者(国道・地方道路局、県道・各都道府県、市道・各市町村)に特殊車両通行許可申請を行ってください。
道路法および車両制限令にもとづき特殊車両が道路を走行するには許可証が必要となります。



免許区分と左右ミラーの装備確認

作業機(フロントウェイトを含む)を装着したトラクターの全長、全幅、全高、最高速度および左右ミラーが装備されているか確認してください。



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
全長4.7m以下	
全幅1.7m以下	
全高2.0m以下 (安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	
最高速度15km/h以下	



大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)が必要となります。免許取得に関しては自動車学校または近隣の警察署にご相談ください。また、左右にそれぞれミラーの装備が必要となります。ミラーの取付は販売店にご相談ください。

※チェック結果に「×」がない場合は左ミラーの装備は不要です。

トラクターの最高速度の確認(※最高速度が15km/h以下のトラクターは本項目の確認不要です)

はじめに、最高速度の確認はお手持ちの取扱説明書でご確認ください。
お客様のトラクターが15km/hを超えて走行可能な場合、それぞれの作業機を装着した状態で15km/hを超えて道路を走行できるか否かを日本農業機械工業会またはヤンマーホームページで確認してください。

■日本農業機械工業会
<http://www.jfmma.or.jp>
右記QRからアクセス▶▶▶



■ヤンマーホームページ
yanmar.com/jp/agri/
右記QRからアクセス▶▶▶



■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

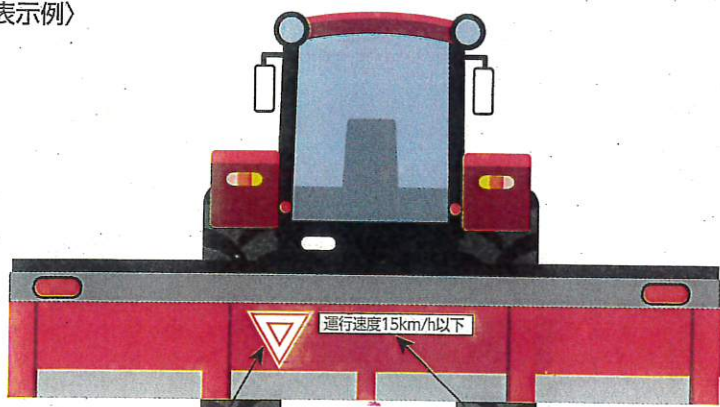
チェック項目	チェック結果
ホームページ上のリストに使用するトラクターと作業機の装着組合せの有無	有りの場合 ○
	無しの場合 ×

チェック結果に
×がある場合

ホームページ上のリストに使用するトラクターと作業機の組合せが無い場合は15km/h以下で道路を走行する必要があります。また運行速度の表示も行う必要があります。

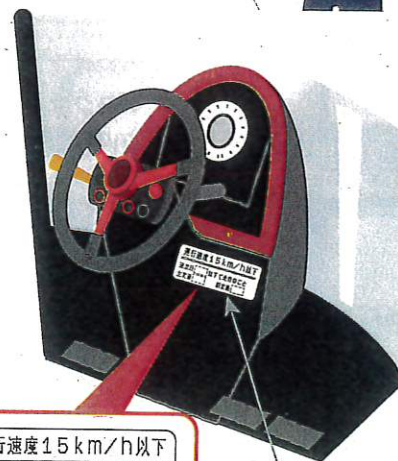


(表示例)



制限を受けた自動車の標識(▽)
後方から見える位置に必要

運行速度の表示
後方から見える位置に必要



運行速度15km/h以下

速度段 [] 以下で走行のこと
主変速 [] 副変速 []

運行速度の表示(運転席周り)

※運行速度の表示は前面・側面のガラスには貼らないでください。
※メーターパネルに速度表示がない場合、運行速度15km/h以下の設定および変速レバーの組合せは取扱説明書で確認してください。

■最高速度が35km/h以上のトラクターに関して

最高速度が35km/h以上の場合、自動車検査登録が必要となります。

最高速度	自動車検査登録(車検)
35km/h未満	不要
35km/h以上	必要

※自動車検査登録(車検)は販売店へお問い合わせください。

■操舵輪の分担荷重に関して

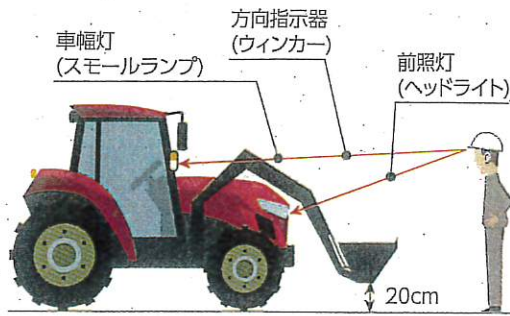
作業機を装着した状態で、かじ取車輪にかかる荷重が車両総重量の20%未満では道路走行できません。

フロントウェイト等を追加装着し、20%以上になるようにして道路を走行してください。



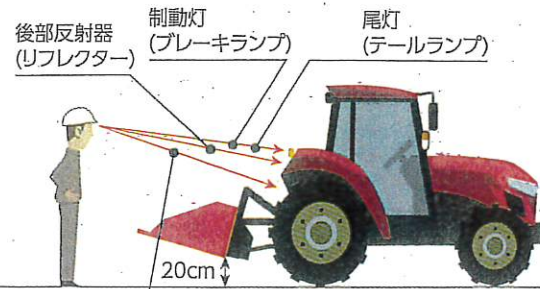
作業機を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認

〈前方装着の作業機の場合〉



※フロントローダーの場合
約20cm最下面が地面から上がっている状態で確認

〈後方装着の作業機の場合〉



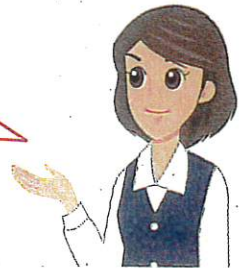
※ローダリーの場合
約20cm耕うん爪が地面から上がっている状態で確認

■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

灯火装置および反射器	チェック項目	チェック結果
前照灯(ヘッドライト)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること	
方向指示器(ウィンカー)	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること	
車幅灯(スモールランプ)※	夜間に前方300mから確認できること	
制動灯(ブレーキランプ)※	昼間に後方100mから確認できること	
後退灯(バックランプ)※	昼間に後方100mから確認できること	
尾灯(テールランプ)※	夜間に後方300mから確認できること	
後部反射器(リフレクター)	夜間に後方150mから確認できること	

チェック結果に
×がある場合

トラクターに作業機を装着した状態で確認(視認)できる位置に灯火装置および反射器の取付が必要になります。(トラクター側、作業機側のどちらでも可。) 灯火装置および反射器の取付に関しては販売店へご相談ください。



● 灯火装置および反射器の移設例

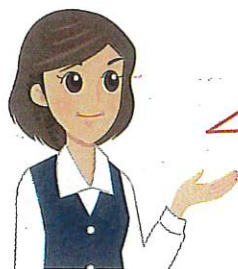


【参照情報】 道路運送車両の保安基準では灯火装置および反射器の取付は以下のように定められています。

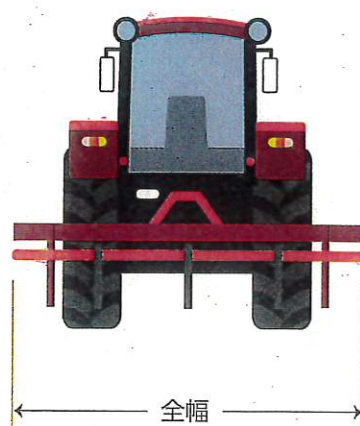
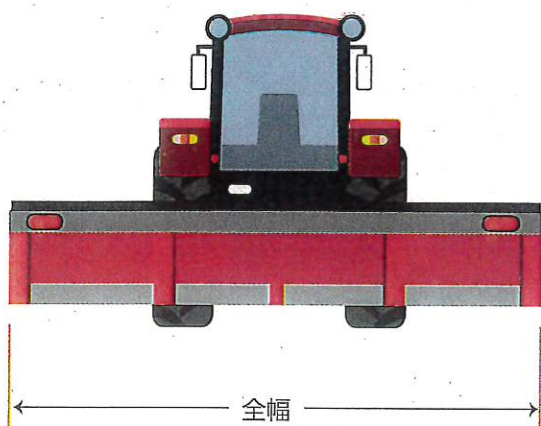
灯火装置および反射器	保安基準		
	最外からの距離	地上からの高さ	視認性
前照灯(ヘッドライト)	40cm以内(可能なかぎり)	50cm以上120cm以下(可能なかぎり)	夜間に前方50m先の障害物を確認できること
方向指示器(ウィンカー)	40cm以内	35cm以上230cm以下	昼間に方向の指示を示す方向100mから確認できること
車幅灯(スモールランプ)※	40cm以内	25cm以上210cm以下	夜間に前方300mから確認できること
制動灯(ブレーキランプ)※	40cm以内	35cm以上210cm以下	昼間に後方100mから確認できること
後退灯(バックランプ)※	—	25cm以上120cm以下(可能なかぎり)	昼間に後方100mから確認できること
尾灯(テールランプ)※	40cm以内	35cm以上210cm以下	夜間に後方300mから確認できること
後部反射器(リフレクター)	40cm以内	25cm以上150cm以下	夜間に後方150mから確認できること

※全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下で最高速度15km/h以下のトラクターは車幅灯、制動灯、後退灯、尾灯は取付義務がないので確認は不要です。

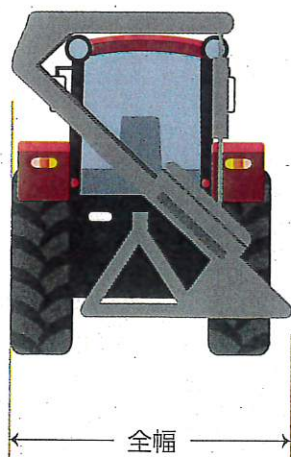
作業機を装着した状態での全幅確認



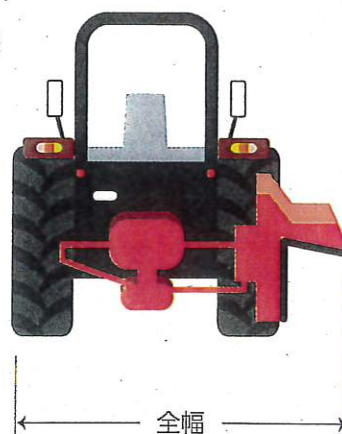
作業機を装着した状態で全幅を確認してください。
確認は道路を走行する際の作業機の状態で行ってください。



ブームモーター
道路走行状態



畦塗り機
道路走行状態



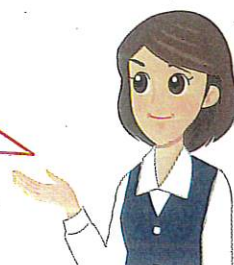
※ 道路走行状態で確認が必要となります。オフセット作業機は、作業機をトラクタ中央側へ寄せて(収納側へ配置)全幅を確認してください。

■ 下記項目を確認し、チェック項目を満たしていれば「○」を、満たしていなければ「×」をチェック結果に記入してください。

チェック項目	チェック結果
作業機装着状態の全幅2.5m以下	

チェック結果に
×がある場合

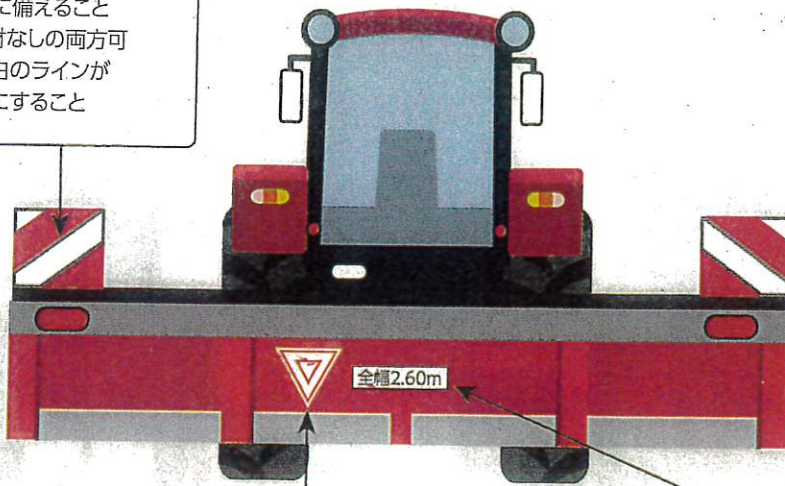
全幅が2.5mを超えた場合、「外側表示板」・「全幅表示板」・
「制限を受けた自動車の標識(▽)」の取付が必要になります。



<表示例>

外側表示板

作業機前後左右に必要
 可能なかぎり最外側に備えること
 素材は反射材/反射材なしの両方可
 取付は図のように赤白のラインが
 ハの字に見える向きにすること



制限を受けた自動車の標識(▽)
 後方から見える位置に必要

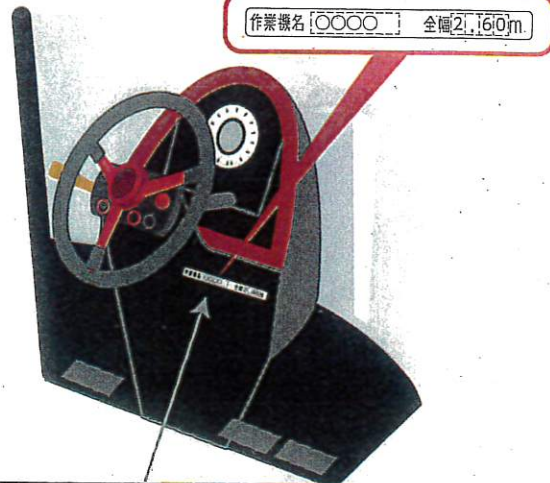
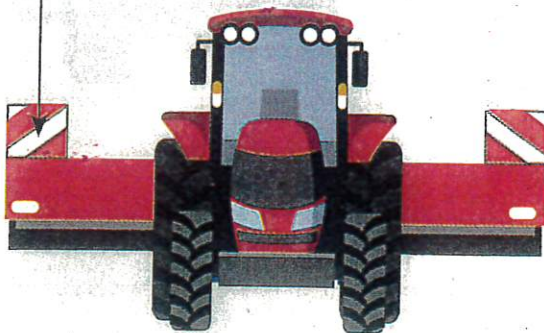
全幅の表示

後方から見える位置に必要
 運転席周りにも表示が必要(小数点以下2桁で表示する)

※上図は全幅2.60mの例になります。

外側表示板

作業機前後左右に必要
 可能なかぎり最外側に備えること
 素材は反射材/反射材なしの両方可
 取付は図のように赤白のラインが
 ハの字に見える向きにすること



全幅の表示(運転席周り)

前面・側面のガラスには貼らないこと
 ※イラストは全幅2.60mの場合

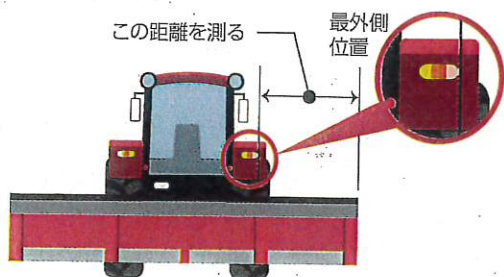
※上記表示板等に関する詳細は販売店にご相談下さい。

外側表示板、全幅表示板、制限を受けた自動車の標識(▽)は
 後方から見える位置に取付が必要になります。

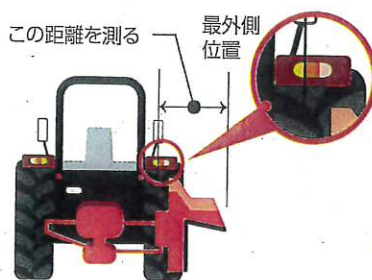


作業機最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認

●尾灯(テールランプ)の測定例



●後面方向指示器(ウィンカー)の測定例



●前面方向指示器(ウィンカー)・車幅灯(スモールランプ)の測定例



※1 測定は道路を走行する際の作業機の状態を確認してください。

※2 オフセット作業機は、作業機をトラクター中央側へ寄せて(収納側へ配置)距離を確認してください。

■ 作業機最外側から以下の灯火装置および反射器までの距離が40cm以内であることを確認してください。40cm以内であれば○、40cmを超える場合は×を記入してください。

チェック項目	チェック結果
方向指示器(ウィンカー)前面・後面	
車幅灯(スモールランプ)	
制動灯(ブレーキランプ)	

チェック項目	チェック結果
尾灯(テールランプ)	
後部反射器(リフレクター)	

※1 前照灯(ヘッドライト)と後退灯(バックランプ)はチェックする必要はありません。※2 方向指示器(ウィンカー)は前面、後面それぞれ測定してください。※3 装備がない灯火装置および反射器はチェック不要です。上記チェック結果に1つでも「×」がある場合は販売店にご相談ください。

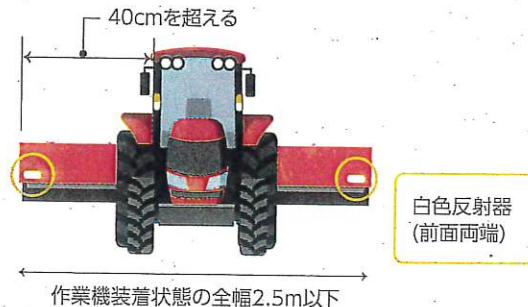
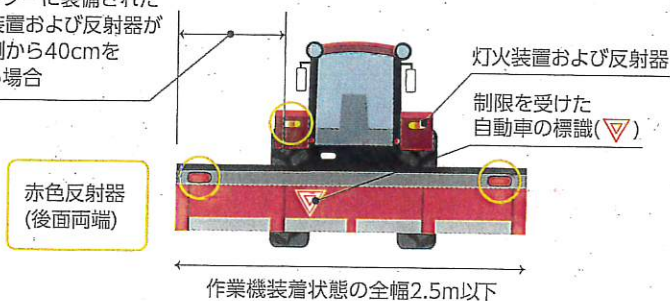
チェック結果に×がある場合

<作業機装着状態の全幅が2.5m以下の場合>
作業機両端に**反射器**(前面「白色」、後面「赤色」と制限を受けた自動車の標識(▽)を後方から見える位置に取付が必要になります。
<作業機装着状態の全幅が2.5mを超える場合>
作業機両端に**灯火装置**(前面「白色」、後面「赤色」と反射器(後面「赤色」)、制限を受けた自動車の標識(▽)を後方から見える位置に取付が必要になります。



例) 作業機装着状態の全幅が2.5m以下で、かつ灯火装置および反射器が作業機最外側から40cmを超える場合の対応

トラクターに装備された灯火装置および反射器が最外側から40cmを超える場合



作業機付きトラクターの寸法確認

(※トラクターが全長4.7m超、全幅1.7m超、全高2.8m超、最高速度15km/h超のいずれかの場合、本項目の確認は不要です)

全長4.7m以下、全幅1.7m以下、全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)、最高速度15km/h以下のトラクターの場合、5ページでチェックした作業機(フロントウェイトを含む)を装着したトラクターの全長、全幅、全高のチェック結果を確認してください。

チェック項目	チェック結果
全長4.7m以下	5ページのチェック結果を確認してください
全幅1.7m以下	
全高2.0m以下(安全キャブや安全フレームは2.8m以下)	

チェック結果に×がある場合

全幅が1.7mを超える作業機を装着するなど、チェック項目のいずれかを超える場合は、作業機の両端に反射器(前面「白色」・後面「赤色」と制限を受けた自動車の標識(▽)の取付が必要になります。

5 道路を走行するための必要な対応 早見一覧表

本項目はトラクターの「車両種別」「免許区分」「最高速度」「作業機装着状態の寸法」「作業機装着状態の灯火装置および反射器の視認性」から必要な対応を確認する一覧表となります。
 必要な対応の詳細は本ガイドブックの各章にてご確認ください様をお願いします。

トラクター		作業機装着状態のトラクター			必要な対応												
車両種別	免許区分	車両の最高速度	作業機装着状態の寸法	灯火装置および反射器の視認性	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
					農耕用 小型特殊 自動車 最高速度 35km/h未満	小型特殊自動車免許 ※下記を全て満たす 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下 最高速度15km/h以下	15km/h 以下	全幅1.7m以下 全長4.7m以下 全高2.8m以下	全て視認可能	①							
一部視認不可	①									⑦		⑨					
全幅1.7m超~2.5m以下 又は全長4.7m超~12.0m以下 又は全高2.8m超~3.8m以下	全て視認可能	①						④									⑪
	一部視認不可	①						④			⑦						⑪
全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②					④						⑧		⑩	
	一部視認不可	①	②		④			⑦	⑧				⑩				
			全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④									
農耕用 小型特殊 自動車 最高速度 35km/h未満	大型特殊自動車免許 ※下記のいずれかを 満たさない 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下 最高速度15km/h以下	15km/h 以下	全幅2.5m以下 全長12.0m以下 全高3.8m以下	全て視認可能	①			④					⑨				
				一部視認不可	①			④		⑦		⑨					
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④				⑧		⑩			
				一部視認不可	①	②		④			⑦	⑧		⑩			
					全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④							
		15km/h超 ~35km/h 未満	全幅2.5m以下 全長12.0m以下 全高3.8m以下	全て視認可能	①			④	⑤				⑨				
				一部視認不可	①			④	⑤	⑦		⑨					
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④	⑤			⑧		⑩			
				一部視認不可	①	②		④	⑤	⑦	⑧		⑩				
						全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④						
農耕用 大型特殊 自動車 最高速度 35km/h以上	大型特殊免許 ※下記のいずれかを 満たさない 全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下 最高速度15km/h以下	35km/h 以上	全幅2.5m以下 全長12.0m以下 全高3.8m以下	全て視認可能	①			④	⑤	⑥			⑨				
				一部視認不可	①			④	⑤	⑥	⑦		⑨				
			全幅2.5m超 (全長12.0m以下) (全高3.8m以下)	全て視認可能	①	②		④	⑤	⑥		⑧		⑩			
				一部視認不可	①	②		④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑩			
			全幅寸法に関係なく 全長12.0m超 又は全高3.8m超	—	①	②	③	④		⑥							

〈 必要な対応の概要 〉

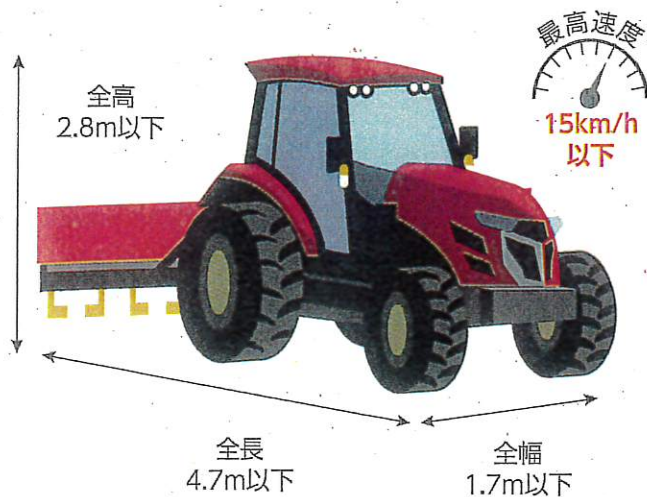
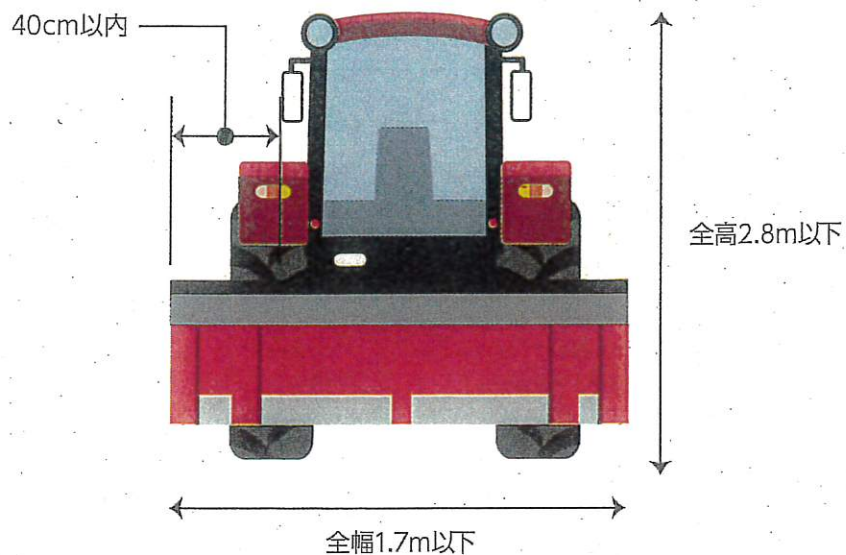
確認項目	No.	必要な対応の概要	説明ページ
トラクターに装備された灯火装置および反射器の確認	①	トラクターに装備された灯火装置および反射器に作動不良などの異常や割れ・汚れなどがある場合、部品交換が必要 ※作動不良などの異常や割れ・汚れなどが無ければ対応不要	4ページ
申請の要否確認	②	特殊車両通行許可の申請が必要	5ページ
	③	基準緩和認定の申請が必要	5ページ
免許区分と左右ミラーの装備確認	④	1)大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得が必要 2)左右にミラーの装備が必要	5ページ
トラクターの最高速度の確認	⑤	日農工もしくはヤンマーのホームページに掲載されているリストに、使用されるトラクターと作業機の組合せが無い場合、 1)15km/h以下の道路走行が必要 (メーターパネルに速度表示が無い場合は変速レバーの速度段とエンジン回転数の表示が必要) 2)後面および運転席周りに「運行速度15km/h以下」の表示が必要 3)後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 ※ホームページのリストに使用されるトラクターと作業機の組合せがあれば対応不要	6ページ
	⑥	自動車検査登録(車検)が必要	6ページ
作業機を装着した状態での灯火装置および反射器の視認性確認	⑦	灯火装置および反射器が保安基準で定める位置から確認(視認)できない場合 灯火装置および反射器の移設または増設が必要 ※保安基準で定める位置から確認(視認)できれば、移設または増設は不要	7ページ
作業機を装着した状態の全幅確認	⑧	1)作業機最外側付近の前後左右に、外側表示板が必要 ※外側表示板が反射材の場合、必要な対応③④の後面の赤色反射器は不要(装備されていても良い) 2)後面および運転席周りに全幅の表示(例:全幅2.60mの場合「幅2.60m」の表示)が必要 3)後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要	8,9ページ
作業機最外側から灯火装置および反射器までの距離の確認	⑨	最外側から灯火装置および反射器までの距離が40cmを超える場合、作業機最外側付近の左右両側に、 1)前面に白色の反射器が必要 2)後面に赤色の反射器が必要 3)後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 ※最外側から灯火装置等までの距離が40cm以内であれば対応不要 ※車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯のないトラクターもあります	10ページ
	⑩	最外側から灯火装置および反射器までの距離が40cmを超える場合、作業機最外側付近の左右両側に、 1)前面に白色の灯火器が必要 2)後面に赤色の反射器及び赤色の灯火器が必要 3)後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要 ※最外側から灯火装置等までの距離が40cm以内であれば対応不要 ※車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯のないトラクターもあります	10ページ
作業機付きトラクターの寸法確認	⑪	作業機最外側付近の左右両側に、 1)前面に白色の反射器が必要 2)後面に赤色の反射器が必要 3)後面に制限を受けた自動車の標識(▽)が必要	10ページ

6 道路を走行するための対応例

ケース1

- ・作業機装着状態の寸法(全長4.7m以下 全幅1.7m以下 全高2.8m以下) ・最高速度 15km/h以下
- ・作業機装着状態で全ての灯火装置および反射器が視認できる ・最外側から灯火装置および反射器は40cm以内

上記条件の場合には以下の対応が必要です。



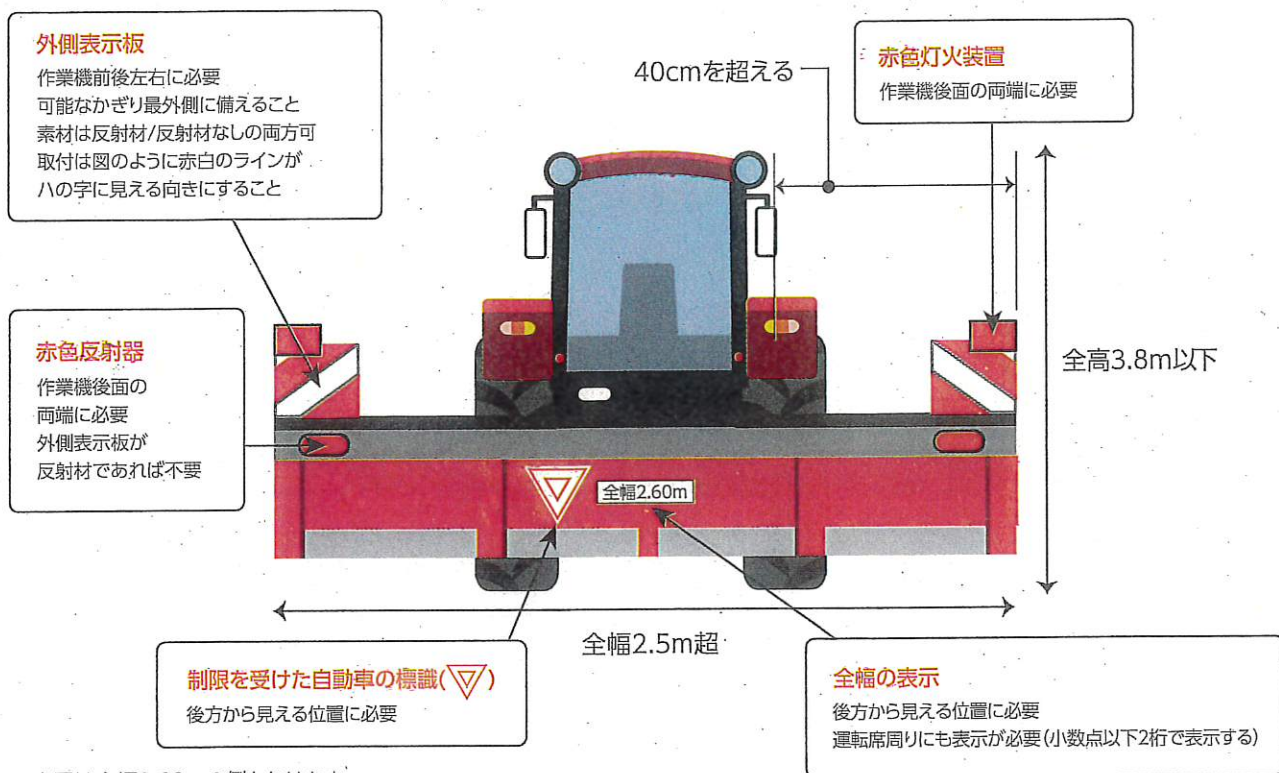
現状の状態では道路を走行できますが、
小型特殊自動車免許が必要になります。



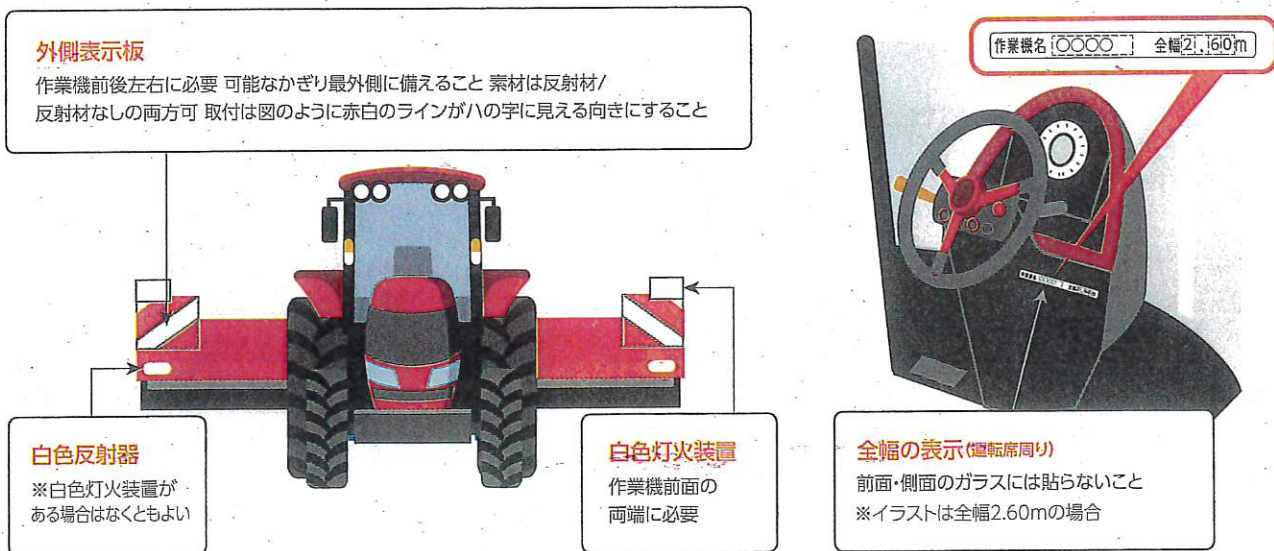
ケース3

- ・作業機装着状態の寸法(全長12.0m以下 全幅2.5m超 全高3.8m以下) ・最高速度 15km/h超~35km/h未満
- ・作業機装着状態で全ての灯火装置および反射器が視認できる ・最外側から灯火装置および反射器は40cmを超える
- ・日農工HP(ホームページ)のトラクターと作業機の組合せリストに記載がある

上記条件の場合には以下の対応が必要です。

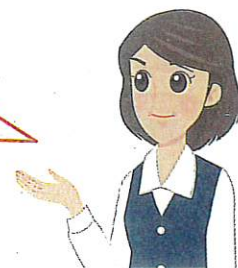


※上図は全幅2.60mの例となります。



必要な対応は以下になります。

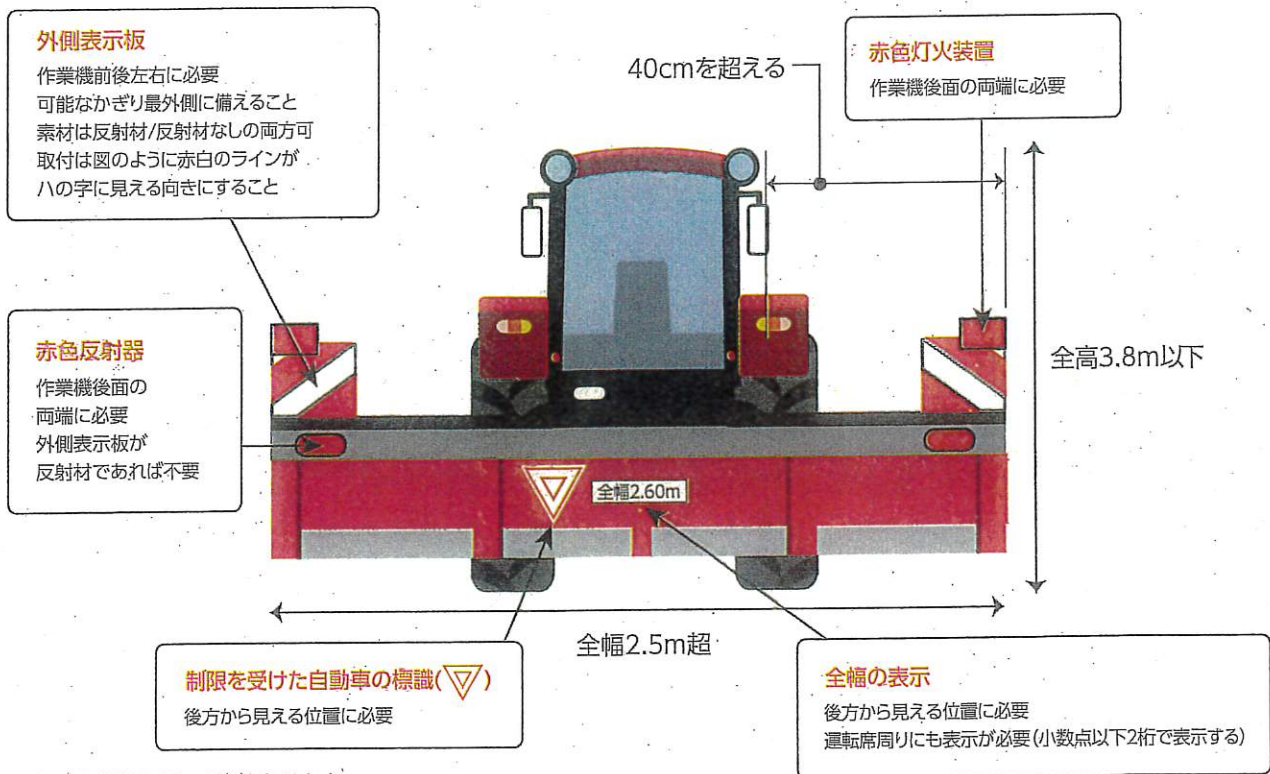
- ・作業機最外側付近への「外側表示板」の取付
- ・作業機後面の両端に赤色反射器の取付 (※外側表示板が反射材であれば不要)
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付
- ・全幅表示の取付(作業機後面と運転席周り) ・作業機両端に灯火装置の取付(前面「白色」、後面「赤色」)
- ・左右ミラーの装備 ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得 ・特殊車両通行許可の取得



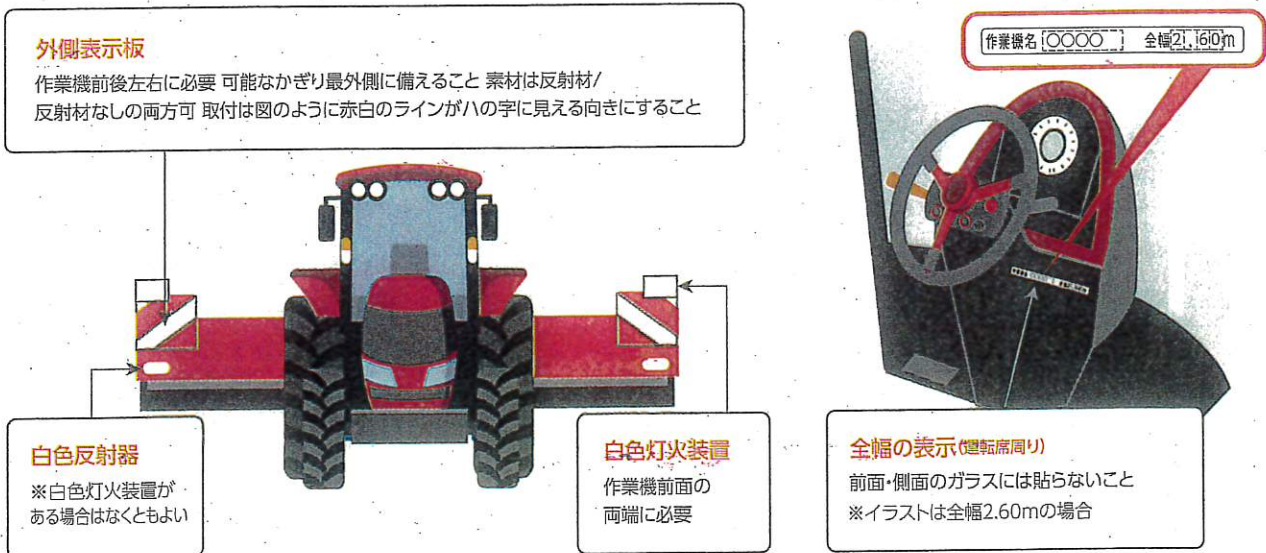
ケース3

- ・作業機装着状態の寸法(全長12.0m以下 全幅2.5m超 全高3.8m以下) ・最高速度 15km/h超~35km/h未満
- ・作業機装着状態で全ての灯火装置および反射器が視認できる ・最外側から灯火装置および反射器は40cmを超える
- ・日農工HP(ホームページ)のトラクターと作業機の組合せリストに記載がある

上記条件の場合には以下の対応が必要です。

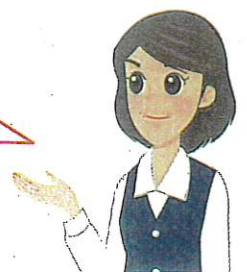


※上図は全幅2.60mの例となります。



必要な対応は以下になります。

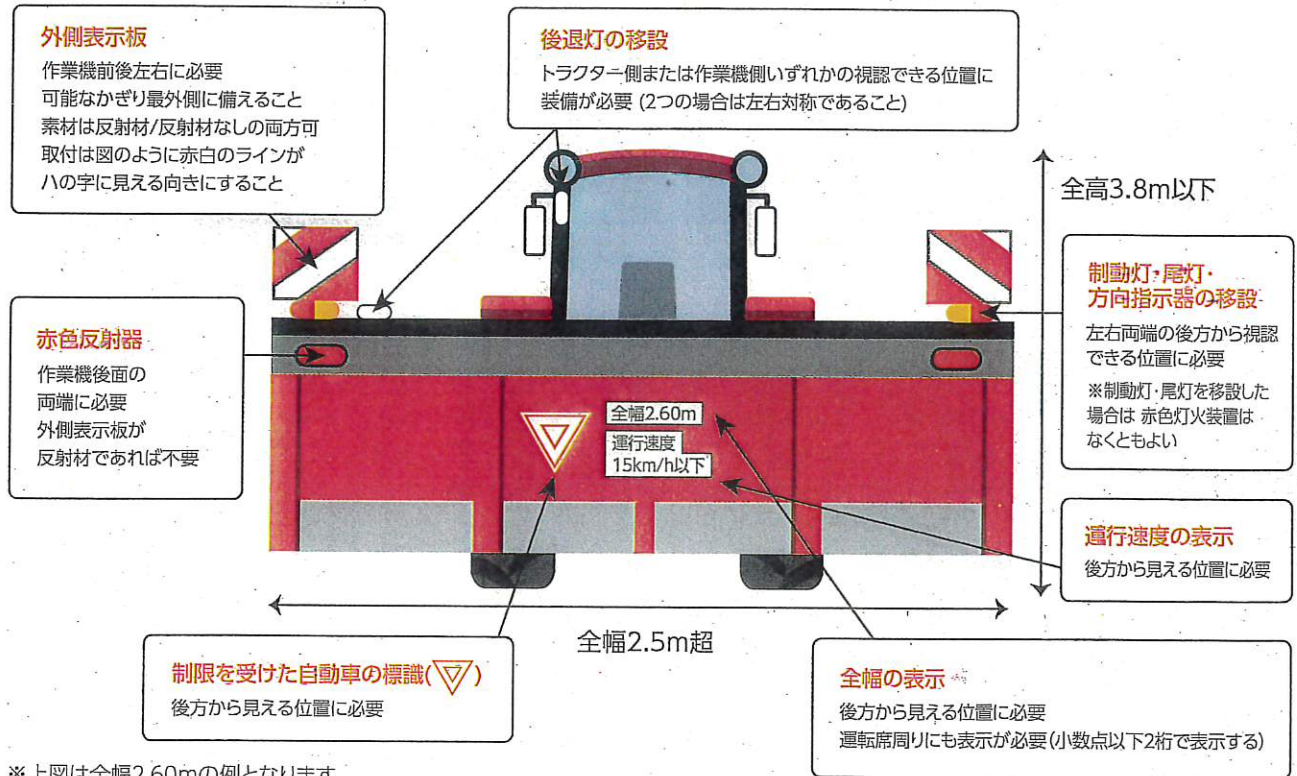
- ・作業機最外側付近への「外側表示板」の取付
- ・作業機後面の両端に赤色反射器の取付 (※外側表示板が反射材であれば不要)
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付
- ・全幅表示の取付(作業機後面と運転席周り) ・作業機両端に灯火装置の取付(前面「白色」、後面「赤色」)
- ・左右ミラーの装備 ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得 ・特殊車両通行許可の取得



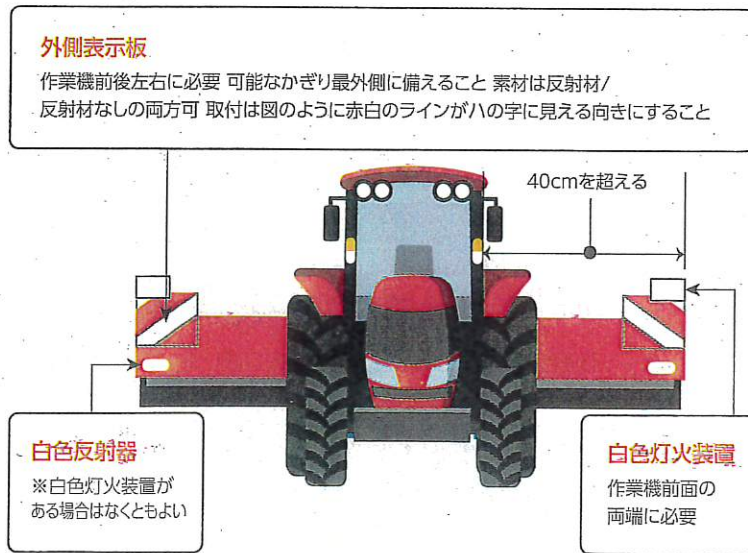
ケース4

- ・作業機装着状態の寸法(全長12.0m以下 全幅2.5m超 全高3.8m以下) ・最高速度 15km/h超～35km/h未満
- ・作業機装着状態で灯火器および反射器が視認できない ・最外側から灯火装置および反射器は40cmを超える
- ・日農工HP(ホームページ)のトラクターと作業機の組合せリストに記載が無い

上記条件の場合には以下の対応が必要です。

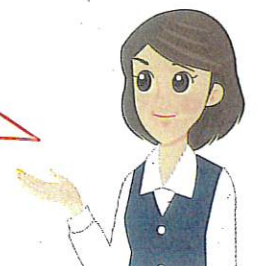


※上図は全幅2.60mの例となります。



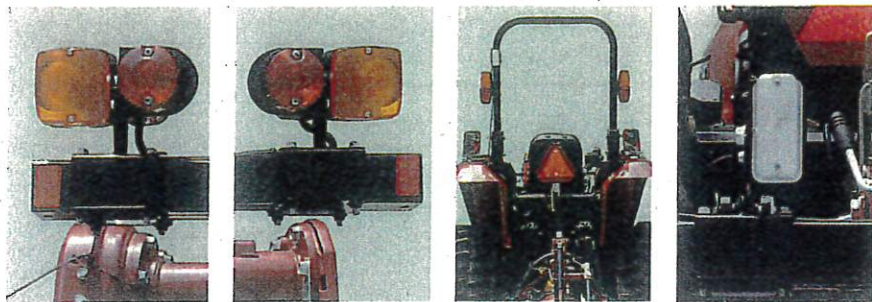
必要な対応は以下になります。

- ・視認できない灯火装置および反射器が全て視認できるように移設または増設
- ・作業機最外側付近への「外側表示板」の取付
- ・作業機後面の両端に赤色反射器の取付 (※外側表示板が反射材であれば不要)
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)の取付 ・運行速度表示の取付(作業機後面と運転席周り)
- ・全幅表示の取付(作業機後面と運転席周り) ・作業機前面の両端に白色灯火装置の取付
- ・左右ミラーの装備 ・大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)の取得 ・特殊車両通行許可の取得



7 対応部品の一例

灯火器

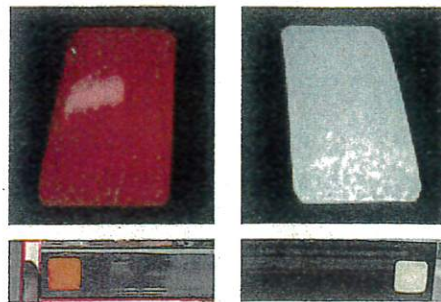


後方灯火

後退灯の移設

作業機に装備

反射器



赤色(後面)

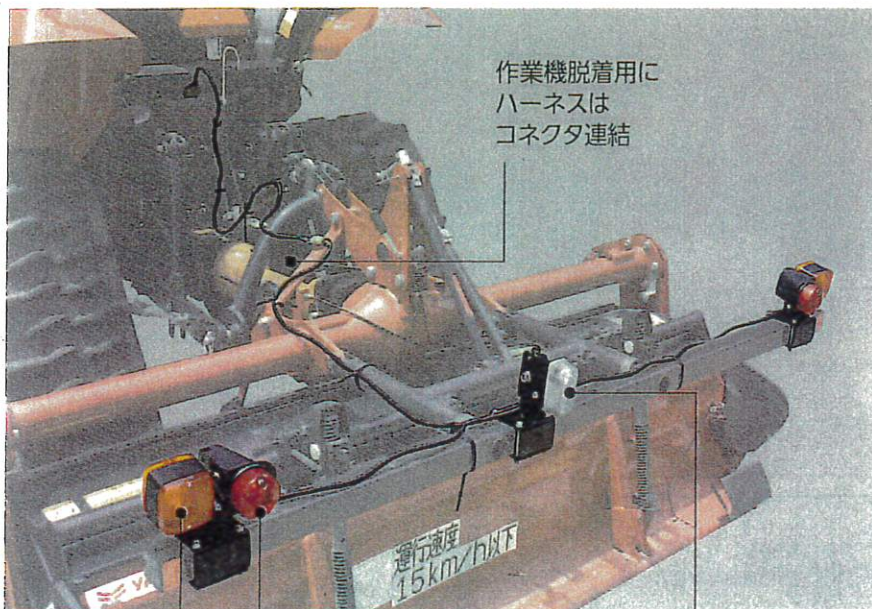
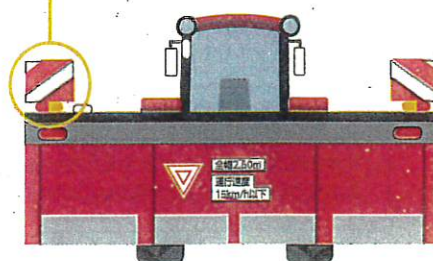
白色(前面)

※反射器は反射テープでも可。

外側表示板



ゼブラシート 282×282以上



作業機脱着用に
ハーネスは
コネクタ連結

方向指示器

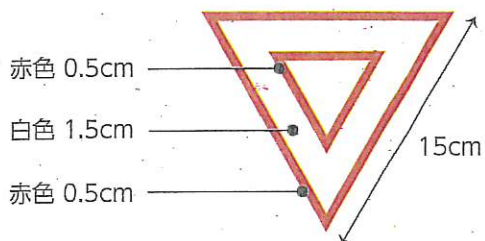
制動灯・尾灯

後退灯

制限を受けた自動車の標識

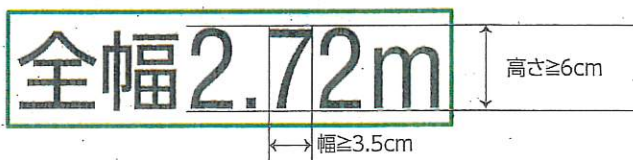
道路運送車両法施行規則第五十四条第十九号様式
(制限を受けた自動車の標識)

※形状は倒立正三角形とすること。
※寸法、色を反映させること。

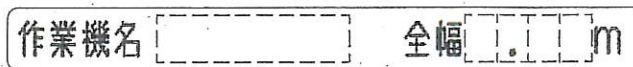


全幅や運行速度の表示

作業機を装着した状態の全幅表示例 ※小数点以下2桁の表示が必要



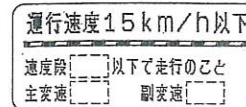
運転席周りの表示



運行速度の表示例



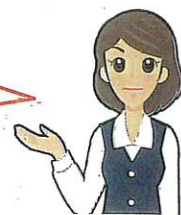
運転席周りの表示



道路走行に関する Q & A

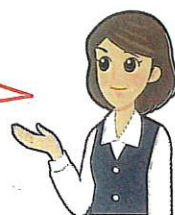
Q けん引タイプの作業機も道路を走行できますか？

A 現在の法令ではけん引の作業機は道路を走行できません。
なお、関係法令の見直しの検討は進められております。



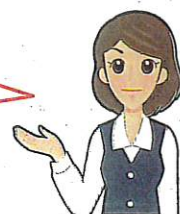
Q 大型特殊自動車免許はどのように取得したらいいのでしょうか？

A 各地域の免許センター、農業大学校などで取得できます。各地の自動車学校でも大型特殊自動車免許が取得できるかお問合せください。



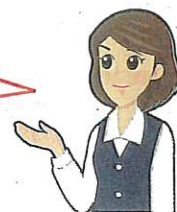
Q 作業機を何種類も所有しているが、1つの作業機で確認したらいいのでしょうか？

A 作業機によって必要な対応は異なります。本ガイドブックを参照の上、作業機毎に必要な対応をご確認ください。



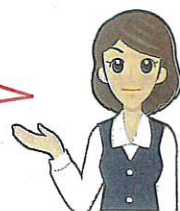
Q 道路を走行するために必要となる各種灯火装置および反射器の取付はどうしたらいいのでしょうか？

A ご購入の販売店または最寄のヤンマー商品の取扱店にご相談ください。



Q 道路を走行するために必要な対応はどこで確認したらいいのでしょうか？

A 本ガイドブックに記載している以外にも詳細な決まりがあります。詳しくはご購入の販売店または最寄のヤンマー商品の取扱店にご相談ください。
日農工やヤンマーホームページでも道路走行に関する情報が確認できます。





ヤンマーアグリ株式会社

〒530-0014 大阪市北区鶴野町1-9
梅田ゲートタワー

yanmar.com

安全に関するご注意

- ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ、正しくお使いください。
- 無理な運転は商品の寿命を縮め、故障・事故の原因となることがあります。
- 故障・事故を未然に防止するため、定期点検は必ずおこなってください。
- 保証書は、ご購入の取扱い店で必ずお受け取りください。

商品についてのご意見、ご質問は下記へ